

山形市自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出しを行うAED（バッテリー、電極パッド及び取扱説明書を含む。以下同じ。）は、救急救命課に備え置く2台とする。

(貸出対象者)

第3条 AEDの貸出しの対象となるものは、次条に規定するイベント等の主催者であって、市内（山辺町内及び中山町内を含む。以下同じ。）をその活動拠点としているものとする。

(貸出対象イベント等)

第4条 AEDの貸出しの対象となるイベント等（スポーツ大会、フェスティバル、展示会、行事その他イベントをいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主に市民（山辺町民及び中山町民を含む。）が参加するイベント等であること。
- (2) イベント等に参加する者の数が主催者を含めて10人以上であること。
- (3) イベント等の主たる開催場所が市内であること。

(貸出申請)

第5条 AEDの貸出しを受けようとするものは、AED貸出承認申請書（別記様式第1号）に、イベント等の内容を確認することができる書類（開催要項、募集要項等）を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、山形市がイベント等の主催者である場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による申請は、AEDの貸出しを受けようとする期間の初日（以下「貸出開始日」という。）の属する月の2月前の月の初日から貸出開始日の7日前までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、AEDの貸出しを承認するときはAED貸出承認通知書（別記様式第2号）により、貸出しを承認しないときはAED貸出不承認通知書（別記様式第3号）により、当該申請を行ったものに対し通知するものとする。この場合において、AEDの貸出しを受けようとする期間が重複する申請があったときは、申請順により承認又は不承認を決定するものとする。

- 2 AEDの貸出しの承認を受けたもの（以下「借受者」という。）は、貸出開始日に、救急救命課においてAED貸出承認通知書及び本人確認をすることができる書類を提示することにより、AEDを借り受けることができるものとする。

(貸出期間及び台数)

第7条 AEDの貸出期間は、原則としてイベント等の開催期間とし、4日間を限度とする。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 AEDの貸出台数は、原則として1つのイベント等につき1台とする。

(貸出承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、AEDの貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) 大規模な災害又は多数傷病者事案等が発生し、AEDの貸出しの対応ができないとき。

(2) 貸出予定のAEDが故障等により使用不能となったとき。

2 前項の規定によりAEDの貸出しの承認を取り消した場合において、当該承認を取り消されたものに生ずる損害については、市は、その責めを負わない。

(費用負担)

第9条 AEDの貸出料は、無料とする。

2 使用した電極パッド等の消耗品に係る費用は、市が負担する。

(借受者の遵守事項)

第10条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) AEDを善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で管理すること。

(2) AEDを目的外に使用しないこと。

(3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(4) イベント等の会場にAEDを配備していることについて、イベント等に参加する者等に周知すること。

(5) 貸出期間を遵守すること。

(返却)

第11条 借受者は、貸出期間の満了日（その日が閉庁日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い開庁日）までに、救急救命課においてAEDの点検・確認を受けた後、AEDを返却しなければならない。

2 借受者は、AEDを使用したときは、AED使用状況報告書（別記様式第4号）をAEDを返却する際に市長に提出しなければならない。

(故障・破損・紛失)

第12条 借受者は、AEDを故障させ、破損させ、又は紛失させたときは、速やかにAED故障・破損・紛失届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第13条 借受者は、故意又は重大な過失によりAEDを故障させ、破損させ、又は紛失させたときは、これを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。